

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与の使用期限 (注2)	署名日 (勤事日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
ミクロネシア	ボンペイ国際空港改善計画のために必要な ミクロネシア連邦政府との間の 交換公文	ボンペイ国際空港改善計画を 詳細設計に必要な役務の供与	58,000 千円 H21.1.24まで	H20.1.25 パリキー ルで (同日)	日本側 大村俊雄在ミクロ ネシア臨時代理大使 ・ S・ロバート外務大臣	H20.2.7 83号
ミクロネシア	ボンペイ国際空港改善計画のため ミクロネシア連邦政府との間の 交換公文	ボンペイ国際空港改善計画を実施するために必要な 1. ターミナルビル、滑走路及び関連施設の建設及び改 修に必要な生産物及び役務の供与 2. 機材並びにその調達及び据付けに必要な役務の供与 3. 上記1及び2の生産物の輸送に必要な役務の供与 4. 上記2の機材の操作指導に必要な役務の供与	2,913,000 千円 (H20年度 656,000 千円) H21.3.31まで (H21年度 1,767,000 千円) H22.3.31まで (H22年度 490,000 千円) H23.3.31まで	H20.9.16 パリキー ルで (同日)	日本側 佐藤昭治在ミクロ ネシア大使 ・ S・ロバート外務大臣	H20.10.3 546号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の使用期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。